



28文科高第166号
平成28年4月27日

各国公私立大学長
各公私立短期大学長 殿
各国公私立高等専門学校長

文部科学省高等教育局長
常 盤



(印影印刷)

平成28年(2016年)熊本地震に伴う学生のボランティア活動について(通知)

今後、今般の地震に係る災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生が出てくることが見込まれます。

学生が、大学等の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生への指導等をよろしくお願い申し上げます。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、学生がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができること。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など学生の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等(参考「学生ボランティア活動に関わる保険の例」参照)への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

【1. ボランティア活動のための修学上の配慮について】

大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（内線2493）

【2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供について】

学生・留学生課厚生係

電話：03-5253-4111（内線2519）

学生ボランティア活動に関わる保険の例（平成 28 年度時点）

① 学生教育研究災害障害保険（「学研災」）

（他に学生教育研究賠償責任保険）
【(財) 日本国際教育支援協会】

大学が窓口

保険支払いの対象となるボランティア活動：大学で認めた団体の管理下での届け出た活動に限る（学研災でカバーできない場合の補償内容については、学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）あり）

- ・ 保険期間 1 年～6 年
- ・ 保険料 昼間部 6 5 0 円・夜間部 1 0 0 円（Aタイプ・1 年間）
- ・ 保険金 死亡 1, 0 0 0 万円～2, 0 0 0 万円、(活動内容により) 後遺障害 3, 0 0 0 万円（最高）

※学研災付帯学生生活総合保険は基本的に通年（4 年間）での保険制度

保険料 補償タイプに応じて 3 5, 4 3 0 円～6 2, 7 1 0 円程度
(死亡保険金 1 0 0 万円の場合)

保険金 死亡・後遺障害：1 0 0 万円～5 0 0 万円

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

② 社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人のボランティア活動での事故に対応

- ・ 保険期間 1 年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 3 1）
- ・ 年間保険料 補償額に応じて 4 3 0 円又は 6 5 0 円
- ・ 保険金 死亡・後遺障害 1, 2 0 0 万円又は 1, 8 0 0 万円

<http://www.shakyo.or.jp/index.htm>

③ スポーツ安全保険

【(財) スポーツ安全協会】

加入手続きを行った 4 名以上のアマチュアの団体の構成員を補償対象

- ・ 保険期間 1 年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 3 1）
- ・ 年間保険料 8 0 0 円
- ・ 保険金 死亡 2, 0 0 0 万円、後遺障害 3, 0 0 0 万円（最高）

<http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>